

8/20  
福井

# 介護負担一部上限上げ

## 一定収入世帯で月7000円

高額介護サービス費の月額	
月額	
現役並み所得世帯	
課税所得145万円以上。ただし65歳以上の収入が1人で383万円未満、2人以上で合計520万円未満の場合は除く	4万4400円
住民税課税世帯	3万7200円
住民税非課税世帯など	2万4600円
年金収入80万円以下や生活保護受給の人など	1万5000円

同日開いた社会保障審議会の部会で本格的な議論を始めた。引き上げられた場合、対象の世帯では介護サービ

スが多く利用したときの負担が月7千円程度増えることになる。

部会では介護サービス利用が月7千円程度増えることになる。

厚生労働省は19日、介護保険制度で月7千円のサービス利用料が高額になった場合に設けられている自己負担額の上限を、一部引き上げる検討に入った。年金などで一定の収入がある世帯が対象。高齢化で保険財政は苦しくなつており、年間数十億円の支出抑制を見込む。

について対象をきうに広げるかが焦点となる。

自己負担額に上限を設ける

制度は高額介護サービス費と呼ばれ、1ヶ月のサービス利用料が高額になると、負担額を超えた部分を払い戻す仕組み。上限額は所得に応じて決まる。

医療保険でも同様の制度があり、医療と介護で上限額はほぼそろつている。ただ住民税が課税されている世帯のうち、現役世代並みの収入があるケースを除いた世帯の上限額は、医療が月4万4400

円なのに対し、介護は3万7200円と低くなっている。このため「医療と同水準にする」べきだとの指摘がある。

今年3月には、この世帯グループで自己負担額が上限に達し、制度を利用した例が約22万件あった。



ズーム

月々のサービス利用の自己負担(1割か2割)が重くなりすぎないよう、上限を設けて超えた分を払い戻す制度。上限額は所得によって異なる。昨年8月に基準が見直され、住民税課税世帯のうち、現役並みの所得がある世帯は上限を3万7200円から4万4400円に引き上げた。

## 厚労省検討

高額介護サービス費 介護保険制度で、月々のサービス利用の自己負担(1割か2割)が重くなりすぎないよう、上限を設けて超えた分を払い戻す制度。上限額は所得によって異なる。昨年8月に基準が見直され、住民税課税世帯のうち、現役並みの所得がある世帯は上限を3万7200円から4万4400円に引き上げた。

歳が支払う保険料の計算方法に、収入に応じた「総報酬割」と呼ばれる仕組みを導入することについても議論。現在は健康保険組合などの加入者数で頭割りにしており、賛否両論が出た。

べきだ」との指摘がある。

今年3月には、この世帯グループで自己負担額が上限に達し、制度を利用した例が約22万件あった。



ズーム